

●株式会社制度と有限会社制度の統合

		これまでの株式会社	これまでの有限会社
根拠法令		商法第2編、 商法特例法	有限会社法
最低資本金		1,000万円	300万円
機 関	取締役会	必ず設置	設置できない
	監査役	必ず設置	任意で設置
	取締役の数	3人以上	1人以上
	取締役・監査役 の任期	取締役2年 監査役4年	制限なし
	その他	—	—
そ の 他	社債・新株予約権	発行可能	発行不可能
	決算公告の義務	あり	なし
	会計監査人制度	あり 大会社(※2) 必ず設置 中会社(※3) 任意で設置	なし
	株主ごとの異なる 取扱いの定め	定款に置けない	定款に置くことが 可能



新会社法での「株式会社」
新会社法
なし
任意で設置(※1)
取締役会を、 置かない場合は1人以上(※1) 置く場合は3人以上
取締役 原則2年 監査役 原則4年 ただし、定款で定めれば それぞれ最大10年まで 延長可能(※1)
会計参与の設置が可能
発行可能 (特例有限会社も発行可能)
あり
あり 大会社(※2) 必ず設置 それ以外の会社 任意で設置
定款に置くことが可能(※1)

(※1) 株式譲渡制限会社の場合

(※2) 資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社

(※3) 資本金1億円超5億円未満かつ負債総額200億円未満の株式会社